平成２７年（再ロ）第４号
青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字久富30番地３
再生債務者　多田　将志
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年10月23日まで
平成27年９月25日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１号
山口県長門市深川湯本802番地３　県営住宅湯本団地２棟104号
再生債務者　長澄　尚之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年10月23日まで
平成27年９月25日　山口地方裁判所萩支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１０００２号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目2554番地85
再生債務者　小曽根　実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年９月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月18日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再ロ）第２号
和歌山市中之島710番地の３　グランドハイツサンシャイン906号
再生債務者　岡田垣内淳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年９月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月24日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
１．基金の名称　全国マーガリン製造厚生年金基金
２．事務所の所在地　東京都中央区日本橋３丁目13番11号
３．設立事業所の名称及び所在地　丸和油脂株式会社　東京都品川区、月島食品工業株式会社　東京都江戸川区、全国マーガリン製造協同組合　東京都中央区、日新化工株式会社　東京都中央区、株式会社東京カネカフード　埼玉県入間郡三芳町、リボン食品株式会社　大阪府大阪市淀川区、マリンフード株式会社　大阪府豊中市、明治油脂株式会社　大阪府枚方市、六甲バター株式会社　兵庫県神戸市中央区、タカ食品工業株式会社　福岡県みやま市、株式会社東リョー　東京都葛飾区、日本精米製油株式会社　東京都港区、タカ食品販売株式会社下関支店　山口県下関市、幸商事株式会社　東京都中央区、太陽油脂株式会社　神奈川県横浜市神奈川区、ボーソー油脂株式会社　東京都中央区、植田製油株式会社　兵庫県神戸市東灘区、日本マーガリン工業会　東京都中央区、公益財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区
４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。
５．解散認可年月日　平成27年９月25日
平成27年10月５日
東京都中央区日本橋３丁目13番11号
全国マーガリン製造厚生年金基金
理事長　大塚　　直

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。
１．清算人氏名　代表清算人　大塚　　直
２．住所　東京都中央区日本橋３丁目13番11号
平成27年10月５日
東京都中央区日本橋３丁目13番11号
全国マーガリン製造厚生年金基金
理事長　大塚　　直

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成27年10月５日　　広島県教育委員会
１　失効した免許状
⑴　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　中学校教諭一級普通免許状、昭51中１普第672号、昭和52年３月20日、福岡県教育委員会
イ　高等学校教諭二級普通免許状、昭51高２普第696号、昭和52年３月20日、福岡県教育委員会
⑵　氏名及び本籍地
林　　幹雄（旧名幹男）、広島県
⑶　失効年月日　平成27年１月６日
⑷　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当
２　失効した免許状
⑴　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　幼稚園教諭二級普通免許状、昭58幼２普第664号、昭和59年３月20日、山口県教育委員会
イ　小学校教諭二級普通免許状、昭58小２普第127号、昭和59年３月20日、山口県教育委員会
ウ　小学校教諭一種免許状、平12小１第19号、平成12年６月６日、広島県教育委員会
エ　小学校教諭専修免許状、平16小専第45号、平成17年３月21日、広島県教育委員会
⑵　氏名及び本籍地
三原　正司、広島県
⑶　失効年月日　平成27年５月22日
⑷　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
３　失効した免許状
⑴　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　中学校教諭一種免許状、平20中１第722号、平成21年３月23日、広島県教育委員会
イ　高等学校教諭一種免許状、平20高１第1129号、平成21年３月23日、広島県教育委員会
⑵　氏名及び本籍地
佐々木龍邦、広島県
⑶　失効年月日　平成27年７月10日
⑷　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
４　失効した免許状
⑴　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　中学校教諭一級普通免許状、昭61中１普第167号、昭和62年３月２日、広島県教育委員会
イ　高等学校教諭二級普通免許状、昭61高２普第178号、昭和62年３月２日、広島県教育委員会
⑵　氏名及び本籍地
林　　和宏、広島県
⑶　失効年月日　平成27年７月10日
⑷　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第３号該当
５　失効した免許状
⑴　種類、番号、授与年月日、授与権者
ア　中学校教諭一種免許状、平16中１第243号、平成17年３月20日、岡山県教育委員会
イ　高等学校教諭一種免許状、平16高１第331号、平成17年３月20日、岡山県教育委員会
ウ　高等学校教諭一種免許状、平16高１第509号、平成17年３月20日、岡山県教育委員会
⑵　氏名及び本籍地
沖元　亜弥、広島県
⑶　失効年月日　平成27年８月17日
⑷　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当